

医事法

5. 感染症対策と保健法規 (その2)

7階第5研究室

江原朗

(第5章参照)

平成20年以前の感染症法

条文	措置	1類	2類	指定感染症
8条	擬似症患者及び無症状病原体保有者に対する法律の適用	○	○	△(7条)
	無症状病原体保有者への適用	○	×	△(7条)
16条	情報の公表	○	○	△(7条)
17条	健康診断受診の勧告・実施	○	○	△(7条)
18条	就業制限	○	○	△(7条)
19条	当該患者の入院勧告・措置	○	○	△(7条)
21条	当該患者の移送	○	○	△(7条)
27条	汚染された場所の消毒	○	○	△(7条)
28条	ねずみ、昆虫等の駆除	○	○	△(7条)
29条	汚染された物件の廃棄等	○	○	△(7条)
30条	死体の移動制限	○	○	△(7条)
31条	生活用水の使用制限等	○	○	△(7条)
32条	建物の立ち入り制限・封鎖	○	×	△(7条)
33条	交通の制限	○	×	△(7条)
54条	動物の輸入禁止・輸入検疫	○	○	△(7条)

平成20年法案の衆議院での修正

- 無症状病原体保有者に対する医療について法律の適用
- これまでは、指定感染症として擬似症患者は適応となるが、無症状病原体保有者は適用外であった。

平成20年感染症法の改正

- 新型インフルエンザへの対応をうたった
- これまでの、健康診断、就業制限、入院、移送など
- 新たに、健康調査、外出自粛、生活支援（食事の提供など）、建物立ち入りの制限、交通の遮断など

外出を自粛した持久戦への対応

- 外出の自粛と健康調査
- 生活支援
- 交通遮断など



- 社会生活を制限して、感染の拡大を予防

新型への法の対応(1)

- 発生状況や実施する措置等の公表
 - 検査方法、症状、診断・治療方法、感染防止法
 - 新聞、放送、インターネット、その他の方法を用いるとしている

新型への法の対応(2)

- 感染防止のための国民の協力
 - 体温その他の健康状態の報告
 - 外出の自粛やその他感染防止の協力

(それに対応した行政の義務)

– 生活支援

(食事、日用品など:有償支給は可)

法の対応(3)

- 政令により、1類に準じて以下を実施
 - 28条 ねずみ、昆虫等の駆除
 - 31条 生活用水の使用制限等
 - 32条 建物の立ち入り制限・封鎖
 - 33条 交通の制限

感染症の診査に関する協議会 (入院について)

- 感染症法では「入院勧告」
- 勧告に従わない場合には「入院措置」
- 感染症法では「即時強制」と呼ばれる強制
- 入院の延長: 10日ごとの協議会による延長の診査

(結核に関しては特例で30日ごと)

接触者健診

- 感染症法第15条：積極的疫学調査、すなわち、都道府県知事による感染症の発生状況、動向、原因に関する調査権限
- 法第15条：調査対象者に「必要な調査に協力するよう努めなければならない」
- 接触者の健康診断：感染症法第17条に基づく健康診断

刑事事件と感染症対策の類似点

- 刑事訴訟法
 - 逮捕による身柄の拘束時間：最大72時間
 - 勾留期間：10日間
 - 勾留延長：10日間
- 感染症法：1類、2類
 - 入院勧告・措置：72時間
 - 入院の延長：10日間（再延長もあり）

まとめ

- 新型インフルエンザでは多数の国民が数ヶ月にわたって命の危険にさらされる



- 社会生活を制限し、感染拡大防止
- 行政による生活支援